条　　　　　　例

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例をここに公布する。

令和５年３月28日

高知県知事　濵田　省司

高知県条例第１号

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例

目次

前文
第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　施策の基本方針等（第７条－第９条）
第３章　環境不動産の認定等（第10条－第12条）
附則

製造過程において多量の二酸化炭素を排出する等の環境負荷が高い資材に代えて、森林が吸収した二酸化炭素を炭素として貯蔵する木材の建築物への利用を促進していくことは、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化並びに二酸化炭素の排出の抑制につながり、脱炭素社会の実現に貢献することとなる。

また、木材利用・森林整備を併せて促進し、経済・環境の好循環を創出することは、水源の涵（かん）養、国土の保全その他森林の有する多面的機能の発揮及び中山間をはじめとする地域経済の活性化、豊かな県民生活の実現等に資することに鑑み、事業者及び行政はもとより、県民一人一人がその役割を自覚した取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、温暖多雨な自然環境を生かし、積極的に造林に取り組んできた全国有数の森林県である本県が率先して県産木材の利用の増大及び環境への負荷の低減を図ることができる高知県環境不動産の建築を促進するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境不動産の建築の促進に関し、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、環境不動産の建築の促進に関する施策の基本方針を定めることにより、森林資源の利用及び再生産という循環を通じて、脱炭素社会を実現し、もって豊かな県民生活の実現及び本県経済の持続的かつ健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　環境不動産　木材を使用した非住宅建築物又は４階建て以上の住宅であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとしての高知県環境不動産をいう。

ア　一定以上の木材を使用し、知事が定める基準を満たすもの

イ　一定以上の環境性能を有し、知事が定める基準を満たすもの

（２）　建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

（３）　非住宅建築物　住宅以外の用に供する建築物をいう。

（４）　住宅　人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物との共用に供する部分を含む。）をいう。

（５）　新築等　新たに建築物を建築すること又は建築物の全部を除却して当該建築物を

建て替えることをいう。

（県の責務）

第３条　県は、第７条に定める基本方針にのっとり、環境不動産の建築の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

（市町村の役割）

第４条　市町村は、その区域の実情に応じた環境不動産の建築の促進に向けて、自ら進んで木材の利用促進に努めるとともに、県が実施する施策に関する普及啓発等に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自ら進んで木材の利用促進に取り組むよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第６条　県民は、脱炭素社会の実現について理解を深め、自ら進んで木材の利用促進に取り組むよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第２章　施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第７条　県は、次に掲げる基本方針に基づき、環境不動産の建築の促進の取組に関する施策を推進するものとする。

（１）　森林資源の利用及び再生産という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られるよう行うこと。

（２）　二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られるよう行うこと。

（３）　森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて、本県の経済の活性化が図られるよう行うこと。

（普及啓発）

第８条　県は、環境不動産の建築の促進について、事業者及び県民の理解を深めるため、普及啓発を行うものとする。

（情報の提供）

第９条　県は、市町村、事業者及び県民に対し、環境不動産に関する必要な情報を提供するものとする。

第３章　環境不動産の認定等

（環境不動産の認定等）

第10条　知事は、建築物の新築等をした者の申請に基づき、当該建築物を環境不動産として認定することができる。

２　前項の認定及び当該認定の取消しに関し必要な事項は、知事が別に定める。

（容積率の緩和）

第11条　前条第１項の規定に基づき環境不動産の認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、建築物の新築等に係る計画書を提出して、建築基準法第59条の２第１項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可を受けることができる。

（不動産取得税の課税免除）

第12条　第10条第１項の規定に基づく認定を受けた建築物のうち、知事が定める要件を満たした環境不動産については、当該環境不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除する。

２　前項の規定により不動産取得税の課税免除を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（この条例の失効）

2　この条例は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。